

令和5年（行ウ）第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

被告第2準備書面

令和5年11月27日

山口地方裁判所 御中

第1 訴状における請求の原因に対する答弁

1 当事者等

(1) 原告らはいずれも山口県の住民であり、住民監査請求を行った者である

[認める]

(2) 被告は、執行機関としての山口県知事である（地方自治法242条の2第1項）

[認める]

(3) 村岡知事は、(a)山口県知事として違法な本件支出を阻止すべき指揮監督上の義務を負うとともに、(b)損害賠償請求又は不当利得返還請求の相手方である

[(a)争う]

一般論は認めるが、本件について、村岡知事にそのような義務は発生しない。

[(b)争う]

本訴では、請求を受ける地位にない。

(4) (a) 田中康史（以下、「田中課長」という。）は、山口県健康福祉部長寿社会課長であり、(b) 損害賠償請求または不当利得返還請求の相手方である

[(a)認める]

- i 令和4年度に課長を務めた。しかし、令和5年度は他課へ異動した。
- ii なお、田中課長は、本訴における争点となる財務会計行為の手続に関する権限を持つ職員ではなかった。つまり、地方自治法243条の2の2第1項に示される職員ではなかった。

[(b)争う]

(5) (a) 武林弘子（以下、「武林主幹」という。）は、山口県健康福祉部長寿社会課主幹であり、(b)損害賠償請求または不当利得返還請求の相手方である

[(a)認める]

- i 令和4年度末を以て退職している。
- ii (4)のiiと同じ。

[(b)争う]

2 違法な財務会計上の行為

(1) (a) 村岡知事、弘田隆彦健康福祉部長、(b)田中課長、及び武林主幹は、令和4年4月29日、宗教法人山口県護国神社他の求めに応じ、公務として同神社に(c)参拝した

〔(a)(c)認める〕

村岡知事と弘田部長は、一般財団法人山口県遺族連盟を含む者からの案内を受け（甲1号参照）、これに応じた。つまり、村岡知事は、慰霊大祭に一般財団法人山口県遺族連盟（約6700名が会員）（以下、「（一財）山口県遺族連盟」という。）からの案内を受け、多数の遺族が参列するので、戦没者及びこれら遺族に対して、弔意、哀悼の意を表するため、社会的儀礼として参拝（出席）した。

〔(b) (c)否認する〕

田中課長・武林主幹は、参拝していない。両名は、所属する長寿社会課が分掌する援護事業のために出席する村岡知事・部長に随行した。

(2) 上記(1)のため、(a) 村岡知事の公用車使用として300円、(b) 田中課長の旅費として360円、(c) 武林主幹の旅費として330円が支出された

〔(b) (c) 認める〕

〔(a) 否認する〕

山口県は、公用車使用として、300円を支出していない。また、村岡知事は、旅費を受領していない。

(3) (a) 本件参拝は違憲かつ違法であるから、(b) このための(c) 旅費の支出は、(d) 違法な公金の支出であり、違法な財務会計上の行為である

〔(c)認める〕

もちろん、田中課長・武林主幹への旅費である。

〔(a) (b) (d) 争う〕

本件参拝は、違憲でもなければ、違法でもない。このことは後に述べる。原告らが知事について主張するのは、公用車使用という事実行為であり、財務会計上の行為ではあり得ない。詳細は、答弁書第1-2(3)(4)のとおりである。

3 本件参拝の違憲性及び違法性

(1) 憲法第20条第3項違反に関する主張

ア 山口県護国神社春季慰霊大祭は、特定宗教による宗教的儀礼である

[特に争わない]

i 但し、玉串拝礼も含め、本訴争点における評価としては、次のような最高裁の判断方法に従うべきで、徒らに、宗教学的論争をするべきではない。これを争点の中心にすえ、両当事者に主張・立証させることは、かえって裁判所による宗教への介入となろう。

このような考えは、最判平成5年2月16日の判解〔8〕181～182頁に、「憲法上の宗教について一義的ないし一元的な定義をすることは、憲法解釈上も難点がある」とし、本訴のような政教分離規定における「宗教」の意義については、二元的定義を採用するのが有力学説であるとして、「宗教学の一つの見解によって宗教についての一義的（一元的）かつ広汎な定義をし、その定義から憲法の政教分離規定の解釈についての一定の結論を導くような解釈の手法が、憲法解釈の手法としても適当ではない」と示される。そして、この考え方は、最（大）判平成22年1月20日に対する平成22年〔判解1〕の（注30）にも引用されている。これらは、政教分離が関係する住民訴訟の審理における最高裁のメッセージともいえる。

なお、（注30）は、「個人の信教の自由をいう場合の「宗教」と政教分離規定にいう「宗教」の意義は異なり、後者については、何らかの固有の教義体系を備えた組織的背景を持つものをいうと解する見解もあって、宗教学の一つの見解によって宗教の一元的かつ広範な定義をし、その定義から憲法の政教分離規定の解釈についての一定の結論を導くような解釈の手法は、憲法の解釈として適当ではないと考えられることによるものである」としている。

この（注30）は、最判〔判解1〕本文の29頁において述べられている、

最高裁は宗教の一元的定義から検討しておらず、起工式など個別の事案ごとに行事等の宗教性の有無・程度を判断してきたことを受けての「注意書き」として記載されている。

- ii 原告らは、「宗教的儀礼」という言葉を使う。ただ、愛媛玉串料訴訟（最大判平成9年4月2日民集51巻4号1673頁）では、慰霊大祭については、「恒例の宗教上の祭祀」、「神道の祭式にのっとって行われる儀式を中心とする祭祀」、ないし「宗教上の儀式」という表現が用いられており、「宗教的儀礼」という表現は用いられていない。これもiと同じく、知事の関わり合いのある行事等ごとに、その宗教性の有無・程度を判断している態度といえよう。

イ 村岡知事の出席の目的は、甲第1号証の記載のとおり参拝である

[否認する]

- i 村岡知事は、慰霊大祭に多数の遺族が参列する援護事業の関係者である（一財）山口県遺族連盟からの案内を受け、戦没者及び遺族に対して、弔意、哀悼の意を表する目的をもって、社会的儀礼として出席した。

原告らが指摘する甲第1号証は、山口県護国神社等が送付した案内状に記載された同神社らの目的・趣旨を示すに過ぎない。

- ii なお、田中課長や武林主幹は、拝殿に上がらず、玉串拝礼も行っていない。前記のとおり「知事・部長への随行」という目的で出張した。

ウ (a)慰霊大祭において神道式の「玉串拝礼」と呼ばれる (b) 神道式の宗教行為を(c) 行った

[(a)(c) 認める]

[(b) 争う]

- i 外形的行為は、(a)のとおりであるが、玉串拝礼は、神道の立場からは、神職以外の者が行うものは、祭祀すなわち神への奉仕ではなく、「祭祀の精神に基づき礼典化して行うものとされる」（乙3号証・245頁、261頁）。そして、次のとおり、村岡知事の参拝や玉串拝礼は、あくまでも、社会的儀

礼という世俗的な目的として行った。

ii ちなみに、津地鎮祭訴訟（最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁）や箕面忠魂碑訴訟（最判平成5年2月16日民集47巻3号1687頁）では、刈初めの儀や戦没者慰霊祭で玉串奉奠（玉串拝礼）が行われているが、いずれも社会的儀礼を行うという専ら世俗的な目的に出たものであるとして合憲とされたと整理されている（最判平成14年7月11日（民集56巻6号1204頁）の判例解説565頁参照）。

iii 社会通念上、式典に参加した者は、その式典の方式に従って拝礼等を行うのが、一般的な習慣である。そのため、村岡知事は、上記iの目的にて参加し、その慰霊大祭の方式に従って、玉串拝礼を行ったに過ぎず、社会的儀礼としての意味しか持たない。

iv なお、憲法第20条第3項は、「宗教的活動」と規定するが、原告は「宗教行為」と主張している。訴状を通じて、用語が統一的に用いられていないように思える。

エ よって、本件参拝は社会的儀礼とは言えず、特定宗教における宗教儀礼であり、憲法第20条第3項に反する

[争う]

(2) 憲法第20条第1項違反に関する主張

ア (a) 村岡知事らは、公務として本件参拝の行為を行い、(b) 県民において、山口県護国神社が特別な存在であると思わせた

① (a) 知事について

[認める]

② (a) 田中課長と武林主幹について

[否認]

原告らのいう本件参拝は、行っていない。公務である所以や部下として随行した所以は、後に整理する。

[(b) 否認]

上記 (1) ウの否認の理由のとおり、村岡知事は、本件参拝を (一財) 山口県遺族連盟や遺族らに対する社会的儀礼として行った。原告らのいう「特別の存在」の意味が不明であるが、県民に対し、山口県護国神社が特別な存在であると思わせることはない。

イ 本件参拝は憲法第 20 条第 1 項に違反する

[争う]

原告は、山口県護国神社が受けた「特権」や同神社が「政治上の権力を行使」した内実を具体的に主張すらしていない。

(3) (a) 村岡知事が公務として本件参拝を行い、(b) 公費を支出したことは、県民全てを参拝行為に強制的に参加させたことを意味するから、憲法第 20 条第 2 項に違反する

[(a) 認める]

[(b) 争う]

まず、村岡知事個人は公費を支出していない。いずれにせよ、どのような論理、ないし社会的実態において、このような主張が成り立つのか不明である。つまり、原告ら独自の見解に過ぎない。

(4) 小括

ア 村岡知事は、本件参拝を、戦没者とその遺族に対する慰霊と慰藉であり、社会的儀礼だと強弁する

[認める]

但し、「強弁」している訳ではない。

イ (a) 慰霊大祭は宗教儀礼に他ならず、(b) 山口県護国神社も参拝と捉えており、(c) 県民からも宗教的儀礼に参加しているとしか見えない

[(a) 特に争わない]

[(b) 不知]

神道からみる「参拝」は、前記のとおりである。

慰霊大祭は、山口県護国神社等にとって宗教儀礼・活動である。そして、甲1号は、あくまで同神社らの認識を表示しているに過ぎない。

なお、憲法において禁止されている宗教的活動に当たるか否かは、国や地方公共団体が行う行為の目的や効果等に鑑みていかなる意味を有するかによって判断されるものであり、行事の主催者側にとっても本来的意義がいかなるものであるかを究明することによって決せられるわけではないことに注意すべきである（最判平成14年7月11日民集56巻6号1204頁の判例解説558頁参照）。

[c) 知らないし否認]

村岡知事は、前記のとおり、慰霊大祭に多数の遺族が参列しており、（一財）山口県遺族連盟は、こうした遺族の援護事業に携わっているなどの事情があるので、そのような団体からの案内を受け、山口県が担う援護事業に関わる多くの戦没者及び遺族に対して、弔意、哀悼の意を表するため、社会的儀礼として出席した。上記（1）イのとおり、山口県護国神社らからの案内文の記載だけで、村岡知事が社会的儀礼として行った参拝の意味が変わるものでもない。

本件参拝が社会的儀礼に過ぎない以上、一般的には、県民もそうとしか捉えていないと思われる。結局、「県民」をどう捉えるかであるが、原告らの主張がそのまま認められるとは思えない。

ウ 慰霊や慰藉は「特定の宗教の特別のかかわり合いを持つ形でなくてもこれを行うことができる」ものであるから（最大判平成9年4月2日民集51巻4号1673頁）、村岡知事らの行為は憲法第20条違反である

[争う]

もちろん、最判の引用を特に争うものではない。ただ、原告らの引用部分は、あくまで政教分離の判断の一要素として触れた部分でしかない。また、最高裁は、あくまで「特別の」かかわり合いを持つ形でなくともと述べているのであ

って、その特別の程度が問題ということになる。よって、このことを以て憲法違反の判断が導かれないことは、この判決を見れば明白である。

(5) 平和主義違反に関する主張

ア 護国神社は、靖国神社と同じく、かつて大日本帝国がなした侵略戦争を正当化し美化するために、特定の戦没者のみを顕彰する宗教団体である

[否認ないし争う]

山口県護国神社の法人の目的は、「国家公共に尽くした人」を対象としており、原告主張のような団体とはいえない（乙1号証参照）。

イ 護国神社の歴史観は憲法第9条の平和主義と相容れないから、護国神社への参拝も憲法第9条の平和主義に違反する

[争う]

甲2号証の村岡知事の挨拶においても、戦争の惨禍を繰り返させない、平和への誓いを新たにしており、村岡知事の行為が平和主義に反するものではないことは明白である。

(6) 憲法第19条違反に関する主張

本件参拝は、護国神社の歴史観に対する賛意と支持の表明であり、これが公務としてなされることで、その社会的影響や公費の支出の点で、山口県民の個人の思想・良心の自由を侵害する

[争う]

村岡知事は、慰霊大祭に多数の遺族が参列していたため、(一財)山口県遺族連盟からの案内を受け、戦没者及び遺族に対して、弔意、哀悼の意を表するため、社会的儀礼として出席したに過ぎない。そのため、本件参拝が、護国神社の歴史観に対して賛意や支持を表明したことにはならない。

(7) 地方自治法第1条、第2条第2項、及び憲法第92条違反に関する主張

ア 護国神社へ参拝する人々は、護国神社の教義や思想に沿った、あるいは容認できる特定の立場の人々である

[争う]

原告ら独自の見解である。護国神社への参拝だけで、特定の教義や思想を示すことにはならない。なお、参拝には「自由参拝」という分類もあり、これは多くの人が、お賽銭を投げ入れてから敬礼することを指すのであるが、原告の主張自体、このような参拝をする多くの人々の内心を特定して、自身の所見で断定する見解でしかない。

イ 本件参拝は、戦没者遺族の全てではなく、特定宗教を支持及び容認する特定の人々を対象とした行為でしかないから、地方自治法第1条、第2条第2項、及び憲法第92条に違反する

[争う]

[求釈明]

原告ら独自の見解といえるが、どのような論理によって、地方自治法1条等のどの部分に反するのか。

(8) 本件参拝により、護国神社の教義や思想が受け入れられない人々が、思想・信条を理由に、公的支援の対象から外されることになるから、憲法第14条に違反する

[争う]

4 損害賠償義務または不当利得返還義務

[争う]

i 原告らは、上記のように「本件参拝」の憲法20条違反をいうのであるが、そのことからなぜ甲4号、甲5号の支出の違反が導かれるのかを主張していない。

原告らは、後で認否する2023年9月28日付訴えの変更申立書において、「先行する原因行為たる参拝及び挨拶が違法であり、後行する旅費の支出命令に承継される」と構成している。しかし、最三小判平成4年12月1

5日〔判解24〕や最判平成15年1月17日〔判解1〕、さらには、最判平成2年4月12日〔判解7〕等によれば、原則として違法性は承継されない。つまり、原因行為（本件に即して言えば、「参拝」、「玉串拝礼」等）の違法性は、旅費の支出命令等に影響を与えない。

「被告の主張」として後に詳述する。

ii 上記主張は全て「知事」の行為に関するものである。田中課長や武林主幹についての義務発生の根拠は全く明らかではない。

a 最判平成15年1月17日〔判解1〕は、本訴のような具体的内容（随行や補助業務に当たる職務）であれば、本訴課長・主幹は、旅費相当額の不当利得返還義務を負わない、としている。

b 課長と主幹は、第1-1で述べたとおり、地方自治法243条の2の2第1項の職員ではないうえ、随行者として旅費を受けることについて、過失もないことはいうまでもない。

5 原告らが住民監査請求を行ったこと、及び却下されたこと

[認める]

第2 2023年9月28日付訴えの変更申立書記載の請求の原因に対する認否
なお、訴状請求原因と重複すると思われる主張事実については、省略する。

1 「本訴訟の概要」について

(1) (a) 山口県知事、山口県職員である弘田隆彦、田中課長及び武林主幹が、公務として山口護国神社の主催する春季例大祭に出席して参拝及び(b) 挨拶した行為（以下、この参拝と挨拶を併せて「本件参拝」という。）は、(c) 政教分離原則等に違反する

[(a) 一部否認する]

村岡知事と弘田部長は出席して参拝したが、田中課長と武林主幹はあくま

で村岡知事と弘田部長の随行として当日山口県護国神社に赴いたにすぎない。

また、正しくは、春季慰霊大祭である。

〔b) 一部否認する〕

挨拶をしたのは村岡知事のみである。

〔c) 争う〕

知事及び職員に何ら違憲・違法なことはない。第1で、原告ら主張に対しては、認否した。

(2) (1) のために山口県から支出された知事の公用車使用のための支出、田中課長の旅費の支出、武林主幹の旅費の支出は違法である

〔争う〕

これら支出に違法はない。

〔求釈明〕

「知事の公用車使用のための支出」とは具体的に何をいうのか。また、この点で、原告らは「ガソリン代相当額」との主張もしているが、「相当額」としており具体的には何の支出が違法であると主張するものであるのか。

(3) 山口県知事は、(2) の支出当時、知事としてこの支出を阻止すべき指揮監督上の義務を負っているから、990円の損害賠償義務又は300円の不当利得返還義務を負う

〔争う〕

支出に違法はない。

(4) 田中課長は360円、武林主幹は330円の各損害賠償義務又は不当利得返還義務を負う

〔争う〕

旅費の受領に違法はない。

(5) 令和4年4月29日から支払済みまでの年3%の割合による遅延損害金の支払い

[争う]

[求釈明]

不当利得返還請求権の遅延損害金の起算日が令和4年4月29日となる根拠を明らかにされたい。

不当利得返還請求権は期限の定めのない債務なので、遅滞に陥るのは受益者が請求を受けた時である（新注釈民法（8）215頁）。知事や職員は、未だ請求を受けていないので、不当利得については、遅滞に陥っていない。

2 本件参拝の違法性

(1) 政教分離に関する最高裁判例の内容等（2～3頁）

[認める]

最高裁でそのような判例が出されたこと自体は認める（もっとも、ここで原告らが摘示する最大判昭和52年7月13日判決で示された規範を政教分離原則違反の判断の中でどのように位置付けるかについては、その後の最高裁判例も踏まえて判例・学説上も議論がある。）。

(2) 春季慰霊大祭は、宗教法人たる山口県護国神社が主たる宗教儀礼として開催するものであり、神道の思想に基づき戦没者を慰霊することを目的としている

[特に争わない]

なお、第1-3(1)「ア」の認否の理由参照。

(3) (a) 春季慰霊大祭は、山口県護国神社という宗教施設において、神道の方式に従った順序作法に則って式典が行われ、(b) その後に戦没者を慰霊する挨拶等が行われるから、(c) 宗教的な行事であることは明らかである

[(a) (b) 認める]

[(c) 争う]

戦没者を慰霊する挨拶をすることは、各々の挨拶をする者の参加目的によるのであり、挨拶自体、神道の典礼そのものでもない。つまり、宗教的な行為で

はあり得ない。

- (4) (a) 山口県知事、(b) 田中課長、武林主幹は、(c) 神道の宗教的行事である春季慰霊大祭の式典に来賓として参加し、(d) 神道の宗教的儀式である(e) 玉串拝礼を行った

[(a) (c) (e) 認める]

[(b) (c) (e) 否認する]

田中課長や武林主幹は、拝殿に上がらず、玉串拝礼も行っていない。これら職員は、あくまで知事や部長への随行という目的で出張したに過ぎない。

[(d) 争う]

- i 外形的行為は、(e) のとおりである。しかし、玉串拝礼は、神道の立場からは、神職以外の者が行うものは、祭祀すなわち神への奉仕ではなく、「祭祀の精神に基づき礼典化して行うものとされる」(乙3号証・245頁、261頁)。
- ii 知事は、参拝や玉串拝礼を、社会的儀礼という世俗的な目的として行った。
- iii 社会通念上、式典の方式に従って拝礼等を行うのが、一般的な習慣である。そのため、村岡知事は、慰霊大祭の方式に従って、玉串拝礼を行ったに過ぎず、社会的儀礼としての意味しか持たない。
- iv 前記のとおり、津地鎮祭訴訟や箕面忠魂碑訴訟では、刈初めの儀や戦没者慰霊祭で玉串奉奠(玉串拝礼)が行われているが、いずれも社会的儀礼という専ら世俗的な目的として合憲とされたと整理されている。

- (5) 山口県知事は、式典終了後、山口県を代表して、甲2号証の内容の挨拶を行った

[認める]

知事は、戦没者の慰霊及び遺族の援護業務の目的のために出席したのであり、援護業務の対象者である遺族に向けて挨拶するのは当然である。

(6) (a) 山口県知事は、挨拶の中で、死者を「英霊」と呼ぶなど (b) 宗教色の強いものであったし、(c) 参加の態様も受動的に参列したというのではなく、式典終了後に県代表として神道の思想に基づく挨拶を行うなど、神道との関わりが相当程度を越えるものであった

[(a) 認める]

[(b) 争う]

式典での戦没者の呼称にならったに過ぎないし、これが社会的儀礼であることは上記のとおりである。

[(c) 争う]

挨拶は、ロシアのウクライナ侵攻に触れる等、日本国憲法9条にも謳われている平和主義に基づき、戦争を繰り返さないこと等を内容とするものである。神道の思想に基づくものとは、一切評価できない。

(7) 山口県知事の参拝や挨拶は、社会的儀礼を超えた行為であり、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような効果を伴うものである

[争う]

(8) 市民団体のアンケート

ア 回答した40道府県のうち山口県を含む7県しか公務による参拝を行っていない

[不知]

イ 公務による参拝をしなかった道府県は、政教分離原則に違反するおそれを理由に挙げた

[知らないし争う]

原告ら主張のアンケート結果の整理によっても、公務による参拝をしなかった理由について政教分離原則違反（又は宗教性）を挙げているのは33道府県中の7府県である。

ウ この結果からすれば、知事や職員が公務として慰霊大祭に参加すること自体

が、一般的に考えて、社会通念上、神道という特定の宗教との関わりが相当とされる限度を超えているものと受け止められていることを示している

[争う]

原告のアンケート結果を以てしても、7県は公務として参拝しており、出席していないとの33県も、そもそも出席の依頼がないとか、また理由も原告ら主張のようなものは少なく、つまり、このアンケートを以てしても「社会通念」を論じることは到底できない。

(9) 本件参拝は、式典に出席したうえ宗教儀礼である玉串拝礼を行い、神道の思想に基づいた挨拶をしている点で、宗教との関わり合いの程度が、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものであり、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に反する違法なものである

[争う]

3 財務会計法規上の義務違反（原告らの書面では4であるが、3と史料する）

(1) 上記の各支出が財務会計上の行為であること

ア 田中課長及び武林主幹への旅費の支出について

[争わない]

イ 知事の公用車使用のための支出について

[争う]

公用車使用は事実行為であって、財務会計上の行為たり得ない。

(2) 原因行為を前提としてされた財務会計上の行為が財務会計上の義務に違反するものであるかは、原因行為が著しく合理性を欠き、そのために財務会計上の行為の適正確保の見地から看過できない瑕疵があるかどうかにより判断される

[争う]

第1の4項のとおり。最三小判平成4年12月15日〔判解24〕や最判平

成15年1月17日〔判解1〕最判平成2年4月12日〔判解7〕等により、原則として違法性は承継されない。つまり、原因行為（本件に即して言えば、「参拝」、「玉串拝礼」等）の違法性は、旅費の支出命令等に影響を与えない。

(3) 原因行為たる本件参拝は政教分離原則に違反するから、著しく合理性を欠くもので、財務会計上の見地からも看過できない

[争う]

本件参拝に違憲・違法な点はない。

4 損害及び利得額

(1) 山口県知事は、財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものであるから、地方自治法242条の2第1項4号前段の「当該職員」である

[争わない]

(2) 山口県知事は、本件参拝を職務として行うことを命令し、自らも本件参拝という原因行為を行ったのだから、知事は上記3項(1)の各支出を阻止すべき指揮監督上の義務に違反したことにつき、故意がある

[争う]

本件参拝に違法な点は無いため、原告の主張はその前提を欠く。

(3) 山口県知事は、財務会計法規上の義務に違反して、山口県に990円の損害を与えた

[争う]

[求釈明]

知事が違反すると主張する「財務会計法規上の義務」とは具体的に何か。

以上